笑顔のためにできることのすべてを

かんなびの丘だより

第 10 号(2014 年 1 月 1 日発行)

法人成年後見人

特定非営利活動法人 NPO かんなびの丘

え・こばやしえいこ

【目次】

②新年の挨拶、「障害者権利条約」について
③権利擁護交流会に参加して
④活動掲示板
⑤役員紹介
⑥「福祉サービス第三者評価」ものがたり
⑦活動を振り返って，用語解説
⑧講演会のお知らせ，編集後記

本誌を通じて、判断能力の不十分な方々に契約型社会の荒波に乗り越えていくナビゲーションとして少しでもお役に立てればと思っています。当事者と社会と NPO かんなびの丘の双方向の機関誌を目指していきます。よろしくお願いします。

正会員数:47 名　　賛助会員数:143 名　　成年後見受任数:29 件(2013 年 12 月 31 日現在)

新年あけましておめでとうございます

今年もみなさまのおかげで無事に新しい年を迎えることができました。

弊法人は法人で成年後見人を受任したり、金銭管理を行ったりと権利擁護活動を実践してまいりました。来年 2 月には 10 周年を迎えるまでになりました。これもみなさまのご支援､ご協力があってこそです。深く感謝申し上げます。

記念すべき 10 周年を迎えるにあたって、お約束をしたいと思います。

みなさまとの交流をより多く図っていきます。総会や機関紙だけでない交流機会を設けます。みなさまの声が活力となり、動力となっていきます。新しい取り組みにご期待ください。そしてご支援、ご協力よろしくお願いいたします。

「障害者権利条約」について

弁護士　本元宏和

平成２５年１２月４日，国会で「障害者権利条約」が全会一致で承認されました。

条約とは国と国との間の取り決めで，「障害者権利条約」は，障害に基づくあらゆる差別の禁止や，障害者の尊厳と権利の保障を目的としています。平成２５年１１月現在で１３７か国と欧州連合が批准（条約を国として正式に受け入れること）しており，日本もようやく批准することとなりました。

ところで，この条約は，障害は個人ではなく社会にあるとの考えから，障害者が社会に参加することや，社会が障害者を受け入れることが当然に必要であることを確認しています。そして，国に対して，障害者を差別する法律や慣習を修正・廃止し，平等を促進することを求めています。

また，障害者の視点から「われわれのことをわれわれ抜きで勝手に決めるな」（↗）をスローガンとして掲げ，国に対して，障害者に関する問題を決めるに当たっては，障害者を代表する団体を通じて障害者と協議することを求めています。

そして，具体的な施策に関する内容は多岐にわたりますが，国に対して，移動の自由，地域社会の受け入れ，自立した移動，表現・意見の自由，プライバシーの尊重，教育を受ける権利，保健サービスの利用，労働・雇用の権利，社会保障，政治的・公的活動への参加，文化的な生活への参加等の取り組みを求めています。

今後は，「障害者権利条約」で求められる取り組みが実施され，障害者の尊厳と権利が保障されることが期待されますし，そうなるように国の取り組みを見守っていく必要があります。

メモ「障害者権利条約」は 2006 年 12 月 13 日に第 61 回国連総会において採択、2008 年 5 月 3 日発効。日本は 2007 年 9 月 28 日に署名したものの批准に必要な条件がクリアできず批准できずにいた。2011 年に障害者基本法の改正、2013 年春に障害者差別解消法が成立して条約批准の条件がクリアとなった。

本元　宏和/ほんがん ひろかず

弁護士
さくら北浜法律事務所
NPO かんなびの丘・顧問

実践交流会参加日記

北中　大輔

9月14日（土）に名古屋市にある日本福祉大学で開催された「第1回全国権利擁護支援実践交流会」に参加してきました。交流会では佐藤弁護士による「コミュニティフレンド」に関する基調講演と事例発表が3件行われました。

コミュニティフレンドの活動は成年後見制度ではカバーできない権利擁護の取り組みとして課題や問題点を踏まえて説明がありました。簡単に仕組みを紹介すると、障がい者は後見人にしても福祉関係者にしても仕事として関わる人との関わりしかなく、プライベートの付き合いをおせっかい的につくっていこうというものです。たわいのない話ができる友人を持つことが人生を豊かにするとの発想からスタートしています。実際の活動のビデオを観たり、外国事例の紹介があったりと色んな視点から活動を知ることができました。また、質疑応答では活動の意義や障がい者とフレンドのマッチング方法、フレンドとの別れ等の質問がなされました。

事例発表は未成年後見の事例、孤島における後見の実践、複雑な家庭環境における後見の実践が報告されました。その中で共通していたのが「どこまで関わ

会場となった日本福祉大学名古屋キャンパス外観

るのか」という距離感についてでした。最初に報告のあった未成年後見の場合は対象者が2歳だったこともあり、今後の人生を左右する判断を下すことができるのか、入所施設との関係などが課題であることが報告されました。次にあった報告は新潟県佐渡市における報告で後見活動を島内で完結させることの難しさ（後見人不足、入居施設不足、顔見知りゆえの関係性）が報告されました。最後の報告は家族全員が困難を抱える場合の事例でした。行政の対応の悪さがポイントになっていましたが、家族ゆえの複雑な人間関係下での支援の難しさを感じました。

交流会を通じて、権利擁護の難しさ、またその必要性を実感しました。それは成年後見だけで達成されるものではなく、何重もの支援によって担保されるものだと思います。当然、当法人のみで完結できることはできず、様々な関係機関と連携していく必要性を感じました。

この交流会終了後に台風18号が近畿～東海を直撃しました。災害時の後見活動のあり方を考えながら帰宅の途につきました。

翌15日に当法人も加盟している「全国権利擁護支援ネットワーク」の総会が開催されました。1年間の報告と次年度の計画・予算が審議されて満場一致で承認されました。その後、同ネットワークの収入源をどう確保するかの議論が熱く交わされました。今後の活動に注目です！

活動掲示板

法人事務局からのお知らせ

認定 NPO 法人を目指します

当法人では、法人の質を高めるために認定 NPO 法人を目指しています。来年春に大阪府に申請予定で、来年度中の認定を想定します。

認定 NPO 法人認定取得のためには、いくつかの要件をクリアしないといけません。ご支援の程よろしくお願いします。進捗状況は随時ご報告していきます。

助成金申請が採用になりました

社会福祉法人社会福祉事業研究開発基金様の助成金の採用が決定しました。助成内容は後見人の支援グッズの作成です。これまでの支援とは少し趣が異なりますが、色々な視点からの支援方法を模索してまいります。みなさまのご協力を得る場面もあると思いますので、よろしくお願いいたします。

昨年４名の後見人を受任

2012 年に新たに４名の後見人を受任いたしました。うち２名が複数後見としての受任になります。全員で２９名となりました。スタッフ一同、後見人をつけて良かったと言われるような活動を実施していきます。

このほか、現在３名の申立てを行っています。

2 月 15 日ひろとんに出展

富田林市市民公益活動支援センターが毎年開催している「ひろとん」に今年も出展します。

今年はエコール・ロゼで 2 月 15 日（日）に開かれます。当法人は、無料相談会のほか、パソコンによる後見〇×クイズ、作業所のパン販売等を行います。ぜひお越しください。お待ちしています。

無料相談会を開催中！

成年後見制度や財産管理などに関するご心配事、不明な点にお応えする相談会を開催しています。

当法人事務所では毎週水曜日、富田林駅前のふれあいサロン桜では毎月第 1・3 水曜日に開催しています。時間はいずれも午後 1 時半～3 時半です。予約制ですので、事前にご連絡ください。

チラシを配布しています

法人リーフレットや相談会等の案内チラシを富田林病院、PL 病院をはじめ富田林市内を中心に配布しています。

ご希望の施設、団体、個人がいらっしゃいましたら、お送りします。事務局 (0721-35-0721) までご連絡ください。

役員紹介

私たちが担当しています

理事

理事長

高橋　昌彰

このたび、理事長に就任しました高橋です。これまでは理事、ガバナンスとして法人に関わってきました。これからは理事長として権利擁護活動を推進してまいります。

当法人は、今年設立 10 期目を迎えます。十年一昔とよく言いますが、当法人に関しても今年は単なる通過点ではありません。事業が大きく変わる部分もございます。新しい出発の年であり、挑戦の年であります。

会員のみなさま、ご支援いただいていますみなさまのお力はこれからもお借りすることになると思います。飛躍しようとする NPO かんなびの丘を今後ともよろしくお願いいたします。

副理事長

鴻巣　十二子

50 才になる息子。いろいろとこだわりの生活をしています。80 歳の母親。息子より一日でも長生しようとサプリメントにこだわっている今日この頃です。

副理事長

白土　隆司

理事の『理』、その字義は「原石を磨いて美しい模様を出すこと」。

副理事長

西村　英八郎

かんなびの職員宿舎に 36 年間居住。せせらぎの桜並木、秋の夕焼け、雪の金剛山に慰められていました。

理事・事務局長

小林　英子

努力は嘘をつかない。息子の座右の銘を信じてがんばります。

理事・事務局次長

北中　大輔

ダーウィンは変化できる者が強者だと言いました。変化を恐れず挑戦していきたいです。

監事

坂浦　眞津男

12 月 15 日に開催した臨時総会で上記の役員の就任が承認されました。また、これまで役員として法人の発展に尽力いただきました阿部環様、奥村和夫様、鬼頭大助様、小池尚子様、野寄法彦様、山際充様、山崎忠光様、山本勝子様には厚くお礼申し上げます。

「福祉サービス第三者評価」ものがたり
その一　　はじまりの頃(2)

白土　隆司

（２）事業のはじまり

社会福祉法第 78 条第１項では、『社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない』と定められています。これは、いわゆる努力規定であって義務を謳っているものではありません。したがって、あくまでも“任意”である第三者評価の受審は事業所としての「サービスの質向上への意思表示」というふうに捉えてよいと思います。

当然ながら、この規定を受けての各自治体の動きはマチマチでした。大阪府では、国から示された指針やガイドラインに基づいた標準的な評価基準を、各項目について精査しながら府独自の評価基準を作成すべく、行政担当者、(↗)(↘)大学教員、施設従事者等々による検討会を持って準備に入りました。これらの作業は府主導に近いものでしたが、フォーマルな位置づけではなく、自由に発言できる和やかな雰囲気の会合でした。夜に大学の研究棟を借りて月に二度、毎回二十名ほどが集いました。その中に企業の評価機関である ISO の評価者の方が参加されていました。当初、一見異色のメンバーのように感じたのですが、すぐにナゾが解けました。福祉サービス第三者評価基準の基本となる考え方が、実は ISO 評価のそれを基に構築されたものだったと知り、合点がいきました。

府としての「推奨基準項目」など、いくらかの項目を付加した一定の大阪府版が整備され、『福祉サービス第三者評価事業推進会議・大阪』という長く厳めしい名前の推進組織が立ち上がり、2005 年からは評価調査者の養成も始まりました。

【次号に続く】

プロボノ チーム“SS ひだまり”より
事業計画に対する提案を受けました

約半年間にわたって提案を練り上げてきたプロボノより最終提案がありました。最終提案は臨時総会後にプレゼンテーションが行われました。

いくつかのシナリオを提示してどのようにすればよいのかの提案がありました。

最終的には理事会が作成する予定の中長期計画（通常総会に発表予定）に反映させます。

この場を借りて、プロボノのみなさまにお礼申し上げます。ありがとうございました。

左より、ねごろん様、よへい様、DON 様、金ちゃん様、しのぴー様

活動紹介

2013 年 9 月～12 月の主な動き

9 月

実践交流会(9/14)、総会(9/15)に出席

報告は 3 ページに掲載しています。

親族後見人の集い(9/27)を開催

集団申立で後見人になられた親族を対象に集まりを持ちました。お集まりいただけた方は少数でしたが、今後の後見活動について話し合うことができました。

10 月

明光ワークスにて成年後見説明会(10/22)を開催

明光ワークス保護者会にお招きいただき、成年後見制度についての説明会を実施しました。事務局の不備でバタバタした部分もございましたが、質疑応答では具体的な質問を多くいただき、制度への関心の高さを感じました。

第 3 回理事会(10/27)を開催

本理事会で山内氏が理事長を辞任し、新しく白土理事が理事長に選出されました。臨時総会・理事会の開催が決まった他、上半期の事業報告と下半期の計画が承認されました。

11 月

プロボノ中間報告会(11/16)を開催

夏前から支援いただいているサービスグラント様のプロボノによる中間報告会が行なわれました。現状の分析と今後のシナリオを提示いただきました。

12 月

臨時総会(12/15)を開催

①定款の一部変更、②新規理事の就任、③中長期計画(案)が承認されました。

①は会員種別を改定し、副理事長の定員要件を削除しました。②はガバナンスの高橋氏が理事復帰し、事務局の小林、北中が新規就任しました。③はガバナンスが評議員会に移行、市民後見人の養成と活用等が全会一致で承認されました。

わかりやすい 用語解説

成年後見人と被成年後見人

名称の確認になりますが、後見を受ける人を被成年後見人と呼び、後見を行う人を成年後見人と呼びます。

成年後見人は被成年後見人が家庭裁判所で後見活動が必要と決定した時点で就任します。成年後見人には親族のほか、弁護士や司法書士、福祉活動をしている法人、市民後見人等が選ばれます。

成年後見講演会・シンポジウム

そこが知りたい！市民後見人の本音
～市民後見人が活躍する社会がやってくる!?～

日時　2014 年 3 月 16 日（日）14:00～17:00
会場　富田林市市民会館（レインボーホール）3 階　竹の間
内容　**講演会**
「上田晴男氏（NPO 法人 PAS ネット理事長）」
パネルディスカション
後見人を様々な立場の視点から考えます
質疑応答
定員　50 名（予約制・先着順）
後援　大阪府、富田林市、富田林医師会、富田林市社会福祉協議会、大阪府障害者福祉事業団(予定)

※本事業は富田林市善意銀行払出金を活用しています

成年後見に関することなら
無料電話相談
を開設しています。
お気軽にお尋ねください。
毎週水曜 13:30~15:30
0721-35-0721
（通話料はご負担ください）

コロニーまで来られない方へ
無料相談会
を開催しています。
要予約
毎月第 1･3 水曜
13:30~15:30
ふれあいサロン桜
（ダイエー富田林横）

後見支援員募集

募集期間：2014 年 3 月末まで
応募資格：不問（下記 1~5 の成年後見人欠格事由に該当する方は不可）
(1) 未成年者，(2) 成年後見人等を解任された人 ，(3) 破産者で復権していない人，(4) 本人に対して訴訟をしたことがある人 その配偶者又は親子 ，(5) 行方不明である人
・適性判断（書類審査・面接）がございます
・研修を行いますのではじめての方でも安心して活動できます
不明な点等がありましたら、下記までお問い合わせください。

ご支援いただきました。
ありがとうございます。

イノウエ商事様、サービスグラント様、田中陽子様、田中ひろみ様

丘に登りて…「今年の抱負」（編集後記）

（E）今年は午年。馬が走り、私も走る。目標はエリザベス女王杯で優勝！？馬に負けない走りに乞うご期待！！
（D）「痛がりな馬」とかけまして、「日々勉強」ととく。そのこころは、「ムチ（鞭・無知）では走れません。」勉強します。

特定非営利活動法人 NPO かんなびの丘
発行者：高橋 昌彰/ 編集者：小林 英子

〒584-0054
大阪府富田林市甘南備 216
TEL/FAX.0721-35-0721
Mail kannabi@peach.palala.or.jp
URL http://kannabi.jp

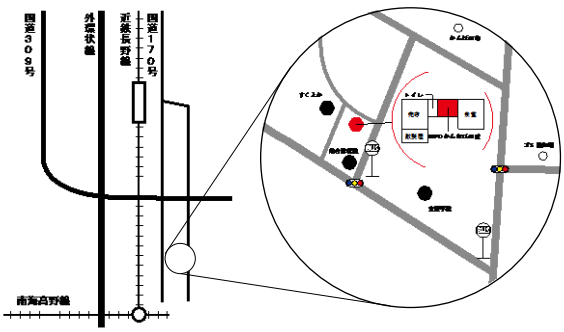

詳しい内容や最新の情報はホームページをご覧ください